

『民法の体系——市民法の基礎—— [第5版]』【正誤表】

本書に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁／行	訂正前	訂正後
107 頁／表1／*1	理事会……一般社団法人・一般財団法人では必置。	理事会設置一般社団法人では必置。
238 頁／19 行目, 割注内	(不登法2条2号, 7条2項, ……)	(不登法105条2項, 106条, ……)
285 頁／18 行目, 割注内	(44条2項)	(旧44条2項)
285 頁／19 行目, 割注内	(商法80条)	(商法旧80条, 会社法580条)
285 頁／20 行目, 割注内	(同266条)	(商法旧266条, 会社法430条)
393 頁／6 行目, 割注内	(農地法3条1項, 4項)	(農地法3条1項, 7項)
393 頁／8 行目	……明らかにし, これを農業委員会に通知し	……明らかにし
393 頁／9 行目, 割注内	(同25条)	(同21条)
393 頁／21 行目, 割注内	(農地法18条1項)	(農地法16条1項)
486 頁／19 行目, 割注内	(374条)	(375条)
491 頁／19 行目	……引渡が……	……引渡しが……
499 頁／4 行目, 割注内	(不登法117条1項)	(不登法88条1項)
524 頁／10 行目	374条	375条
537 頁／23 行目	……言うよりも,	……いうよりも,
542 頁／10-11 行目	……言う。	……いう。
690 頁／30 行目	……と言う。ここに言う	……という。ここにいう
723 頁／左欄／16 行目	不登法117条	不登法88条
736 頁／左欄／12 行目	4.362, 4.392, 4.401	4.362, 4.401